

## 第4章 特別調査

(事業所規模 1 ～ 4 人)

## 第4章 特別調査（事業所規模1～4人）

### 1 特別調査の中止

特別調査については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、例年と同様の調査方法により調査を実施することは困難であることから、令和2年については中止となった。

なお、代替調査として、厚生労働省が、郵送・インターネットにより「小規模事業所勤労統計調査」を実施した。

### 2 小規模事業所勤労統計調査の概要

- ・調査の目的  
令和2年においては中止となった特別調査の代替措置として、常用労働者を5人未満雇用する事業所における雇用、給与および労働時間の状況を把握することを目的とする。
- ・基準期日・期間  
令和2年9月30日現在（令和2年9月分給与および令和元年10月～令和2年9月賞与等）
- ・調査期間  
令和2年10月1日～10月31日
- ・調査対象  
令和元年特別調査の回答事業所のうち、住所を把握している全事業所（全国約20,000事業所）
- ・調査事項・集計事項  
特別調査と同じ
- ・系統・手法  
以下の系統により、郵送・オンライン調査を実施する。  
配付：厚生労働省－民間事業者－報告者（郵送により配付）  
回収：報告者－厚生労働省（郵送またはオンラインにより回収）
- ・公表  
令和3年4月28日

※小規模事業所勤労統計調査の詳細、結果については、厚生労働省のホームページに掲載されている。  
(URL：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/169-1.html>)

